



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人軽井沢国際交流協会

3 代表者の氏名

山本 浩行

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字長倉2141番地428

5 定款に記載された目的

この法人は、軽井沢国際親善文化観光都市建設法（昭和26年8月15日法律第253号。最終改正平成11年12月22日法律第160号）の目的（第1条：軽井沢町を国際親善文化観光都市にする）に則り、国際親善と国際交流を支援する事業を行い、以って世界恒久平和の達成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ささえ愛

3 代表者の氏名

宮坂博通

4 主たる事務所の所在地

千曲市大字内川字押堀1133番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童及びその家族が、住み慣れた地域で、支え合いながら生きいきと暮らすことができるよう、家庭的な雰囲気のもとで介護や生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人里山保全再生ネットワーク

3 代表者の氏名

岩間敏彦

4 主たる事務所の所在地

神奈川県中郡大磯町国府本郷1143番地12

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、里地里山と生物多様性、再生可能エネルギーに関する普及啓発と、里地里山保全・再生団体の活動支援、里地里山に関する情報収集及び情報提供を行い、生物多様性の保全をはじめとする環境問題の解決に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山ぼうし会

3 代表者の氏名

刈間靖

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡麻績村麻3750番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、筑北地域に在住する障害者の福祉の増進を図る活動を行うことにより、障害者が、この地域で安心・安全な生活を営むことが出来るようにしていくことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州養命の里プロジェクト

3 代表者の氏名

下平文隆

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡飯島町飯島2332番地2

5 定款に記載された目的

本法人は、専門の知識と長年の経験及び郷土を愛する情熱を有する会員相互の協力により、農業、住宅生産及び医療福祉に関する分野で情報発信、社会教育及び活動を行なうと共に、不特定多数の市民、団体を対象に、情報提供及び助言を行い、社会全体の技術水準の高揚、品質向上、老年高齢者の生きがい、健康の維持、次世代人材の育成を推進し、もって、豊かな社会、健全なまちづくり、環境保全、地域安全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本城

3 代表者の氏名

前山武雄

4 主たる事務所の所在地

東筑摩郡筑北村西条4084番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす高齢者、児童、障害者等の生活の自立を支える事業を行い不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くめじ

3 代表者の氏名

竹内民雄

4 主たる事務所の所在地

長野市信州新町日原西300番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化・過疎の進行した地域社会に居住する人たちを対象に、行政と協働して、高齢者及び身体障害者等社会的弱者、中山間地農業に従事する人たちの生活支援を活動の柱とする。この活動を通して、地域経済の活性化や町おこし、青少年の健全育成を図りながら地域共同体機能の維持継続と活力再生に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんしん寺

3 代表者の氏名

谷口向覚

4 主たる事務所の所在地

長野市北石堂町1379番地

5 定款に記載された目的

この法人は、次のことを行うことにより自立支援活動を展開する。そして、各個人の人間力の恢復を促進し、安心して生活できる社会生活空間の形成に寄与することを目的とする。

1 やむを得ず不登校となった青少年やひきこもりとなった者の復学や進学、社会復帰への援助

2 家庭や地域社会における環境の中で、家庭内諸問題や家庭内暴力(DV)、生活困窮、犯罪による被害などにより心身に障害を受けた者に対しての援助

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笑顔

3 代表者の氏名

原 淳子

4 主たる事務所の所在地

木曽郡木曽町福島2222番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害を持った人、乳幼児及び地域住民が、楽しい時を過ごし、その人らしく暮らしていけるよう、家庭的な雰囲気の中で支援事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州・長野県物産振興協会

3 代表者の氏名

上條和男

4 主たる事務所の所在地

長野市大字中御所字岡田131番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、県内の物産業者並びに県内外の地域住民に対して、物産・観光に関する情報提供や物産の広報宣伝、紹介・あっせん及び販路開拓あるいは観光宣伝等の物産振興、観光振興に関する事業を行い、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハートリンク

3 代表者の氏名

赤沼元二

4 主たる事務所の所在地

諏訪市小和田9番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・児童はじめ全ての人々が自分にあった環境で自立して元気に暮らせるよう、介護や生活支援サービスなど、心身ともに豊かで健康に暮らせるための事業を行い、その地域に暮らす人々が安心して豊かに暮らせる社会やその仕組みの実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人社会生活サポートチーム風を詠む

3 代表者の氏名

玉井英男

4 主たる事務所の所在地

安曇野市豊科南穂高442番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、加齢による暮らししさ（高齢者）や、疾病による障害がある状態（援護が必要となった状態）となっても、ご本人及びご家族が、自らの暮らし方を決定していただけるように、社会生活の（1）全体性、（2）継続性、（3）個別性、（4）地域性を基盤とし、福祉・医療・環境面から相談・啓発・介護・教育・研究、まちづくり事業を通じてサポートすることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成24年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぽっかぽか

3 代表者の氏名

齋藤 晓美

4 主たる事務所の所在地

松本市波田1663番地

5 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障害者・働く母親などに対して、在宅介護・自立支援・子育て支援によって、活力のあるやさしい社会作りに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

契約電力 1,880kW 予定使用電力量 6,000,000kWh

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成24年10月1日から平成25年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の物件の買入れの欄の等級区分がAに格付けられている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(6) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 入札説明書の交付、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

この公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料（140円）を添えて申請してください。

(2) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026（235）7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月22日（水）午後1時15分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成24年8月21日（火）午後3時

イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部財産活用課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年8月3日（金）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(9) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity of about 6,000,000kWh to be consumed in the prefectural government facilities: (Main Building, Prefectural Assembly Building, Prefectural Assembly Annex, West Annex and East Annex)

Contract demand: 1,880kW

(2) Contract duration:

From October 1, 2012 until September 30, 2013

(3) Place where the product is procured:

The prefectural government buildings mentioned above
Address: 692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano,

Nagano City

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

Property Utilization Division, General Affairs

Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano

City

TEL 026-235-7045

(5) Time and place for the tender:

Time: 1:15 PM Wednesday August 22, 2012

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government
West Annex

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 3:00 PM Tuesday August 21, 2012

Place: Property Utilization Division, General Affairs
Department,
Nagano Prefectural Government

380-8570 (Exclusive postal code)

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

合同庁舎（佐久合同庁舎以下10合同庁舎）で使用する電気

庁舎名	契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)
佐久合同庁舎	254	580,000
上田合同庁舎	195	439,000
諏訪合同庁舎	321	499,000
伊那合同庁舎	310	580,000
飯田合同庁舎	308	535,000
木曽合同庁舎	175	445,000
松本合同庁舎	400	1,097,000
大町合同庁舎	242	432,000
長野合同庁舎	182	541,000
北信合同庁舎	120	245,000

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成24年10月1日から平成25年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎以下10合同庁舎

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行いますので、入札金額と併せて電気料金総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

- に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の物件の買入れの欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

3 入札説明書の交付、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

この公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料（140円）を添えて申請してください。

(2) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026（235）7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月22日（水）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成24年8月21日（火）午後3時

イ 提出場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部財産活用課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年8月3日（金）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be consumed in the following 10
Godochosha buildings of Nagano Prefectural
Government

Godochosha Buildings	Contract demand (kW)	Planned consumption (kWh)
Saku	254	580,000
Ueda	195	439,000
Suwa	321	499,000
Ina	310	580,000
Iida	308	535,000
Kiso	175	445,000
Matsumoto	400	1,097,000
Omachi	242	432,000
Nagano	182	541,000
Hokushin	120	245,000

(2) Contract period:

From October 1, 2012 until September 30, 2013

(3) Place where the product is procured:

Ten Prefectural Government Godochosha buildings including the following:

Saku Godochosha (Address: 65-1 Atobe Saku City)

(4) Contact point for the tender information:

description/conditions/and other inquiries:

Property Utilization Division, General Affairs Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City

TEL 026-235-7045

(5) Time and place for the tender:

Time: 1:30 PM Wednesday August 22, 2012

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government

West Annex

- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 3:00 PM Tuesday August 21, 2012

Place: Property Utilization Division, General Affairs

Department,

Nagano Prefectural Government

380-8570 (Exclusive postal code)

財産活用課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) 大桑ショッピングセンター
 木曾郡大桑村須原1101-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 株式会社マルトシ

駒ヶ根市中央16-19

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
 株式会社マルトシ
 駒ヶ根市中央16-19

株式会社モリキ

長野市大豆島4216

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成25年2月23日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,131平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 駐車場の収容台数 | 133台 |
| (2) 駐輪場の収容台数 | 50台 |
| (3) 荷さばき施設の面積 | 40平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 32立方メートル |

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルトシ	午前9時	午後10時
株式会社モリキ	午前10時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後6時まで
2	午前10時から午後6時まで

- 8 届出年月日

平成24年6月22日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県木曽地方事務所商工観光建築課

- 10 縦覧の期間

平成24年7月5日から平成24年11月5日まで

- 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県木曽地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務

平成24年度里山整備人材育成事業里山整備入門講座業務

- (2) 役務の特質

入札説明書によります。

- (3) 履行期間

契約締結日から平成25年1月31日まで

- (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第